

子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、児童を養育している者の年収が960万円以上(※注)の世帯を除き、0歳から18歳までの子どもに対し、一人あたり10万円を現金で一括支給するもの。

(※注) 児童手当の所得制限限度額(扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合)の目安

2 支給対象者

令和3年9月分の児童手当受給者及び高校生等を養育する保護者(主たる生計維持者)等

3 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子ども
約14,500人

4 支給額

対象児童1人あたり現金10万円

5 補正予算額 ※国 10/10 補助

(1) 事業費(給付金額) 1,450,000千円
(2) 事務費 13,000千円

6 支給方法等

- (1) 児童手当を受給している者(公務員を除く) **※申請不要**
対象児童: 約13,000人
支給対象者に受給意思を確認後、12月27日に児童手当の登録口座へ振り込む。
- (2) 児童手当を受給している公務員又は中学校を卒業後18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育する者並びに令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の保護者 **※申請必要**
対象児童: 約1,500人
令和4年1月から個別に申請書を送付し、受付・審査終了後に支給する。

※基準日(令和3年9月30日)において本市以外に住所を有していた者については当該市町村へ申請する。